



納期限は6月1日(月)

軽自動車税(種別割)の税率

☎ 税務課管理係 ☎(95)9876

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に、原付バイク、小型特殊自動車、軽自動車、自動二輪車を所有している人に課税される税金です。譲渡や盗難などにより、実際に所有していなくても、所定の手続きをしない限り税金がかかります。軽自動車税(種別割)は、普通自動車における自動車税(種別割)とは異なり、月割りで税額を算定しません。そのため、年度の途中で譲渡や廃車をしても税金の還付はありません。また、4月2日以降に取得した場合は、その年度は税金がかかりません。

納期限は6月1日(月)です。口座振替を利用する人は、残高を確認してください。また、口座振替の人には、車検用納税証明書を6月上旬に郵送します。

i 名称が変わりました

令和元年10月1日から、自動車の税が変わり、自動車税は自動車税種別割に、軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変更されました。



Webで詳しく



■ 税額と経年重課

平成27年4月1日以降に新規登録する車両から、新税額が適用されています。また、環境への負荷の低減に資するための施策であるグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両について、28年度から経年重課の税額が適用されています。

車種区分			平成27年3月31日までに登録した車両	登録後13年を経過した車両	平成27年4月1日以降に登録した車両
四輪	乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円
		営業用	5,500円	8,200円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円
		営業用	3,000円	4,500円	3,800円
三輪			3,100円	4,600円	3,900円

※新規登録した年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。

■ グリーン化特例(軽課)

平成29年度に実施された、環境負荷の小さい車両に対して排出ガスや燃費性能の基準に応じて税額が軽減されるグリーン化特例(軽課)について、基準を見直したうえで再度延長されました。軽減は、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

令和2年度対象車両 初度検査年月が平成31年4月～令和2年3月で、下表の環境性能を有する車両

車種区分			電気自動車・天然ガス自動車(75%軽減)	令和2年度燃費基準+30%達成車(50%軽減)	令和2年度燃費基準+10%達成車(25%軽減)	平成27年度燃費基準+35%達成車(50%軽減)	平成27年度燃費基準+15%達成車(25%軽減)
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	—	—
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	—	—
	貨物	自家用	1,300円	—	—	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	—	—	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	—	—	2,000円	3,000円

※電気自動車などを除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

受付期間は4月1日(水)～6月1日(月)

軽自動車税(種別割)の減免申請

軽自動車を、障害者自身が所有・運転する場合や、障害者の通院や生業などのために生計を一にする人が所有・運転する場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

また、公益のため直接専用するものと認められる車両についても、減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

申込み 4月1日(水)～6月1日(月)に**税務課管理係**
☎(95)9876

申請の条件と必要書類

対象車両	障害者減免	①身体などに障害のある人が所有する車両 ②18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両 ③知的障害者または精神障害者と生計を一にする人が所有する車両
	構造減免	④身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両 ※8ナンバーの車両で、車検証の「車体の形状」欄に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの
台数	障害者1人につき1台	
持ち物	車検証、車両所有者の印鑑・マイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳(④の場合を除く)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。 車検証に「事業用」と記載されている車両は対象外です。 世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や、常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。 	

軽自動車税(種別割)の減免区分表

区 分		障害者自身が運転する場合	障害者と生計を一にする人または障害者を常時介護する人が運転する場合	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1～4級		
	聴 覚 障 害	2・3級		
	平 衡 機 能 障 害	3級		
	音 声 機 能 障 害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上 肢 不 自 由	1・2級		
	下 肢 不 自 由	1～6級(*)	1～3級	
	体 幹 不 自 由	1～3級、5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	
		移動機能	1～6級(*)	1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障害		1～4級	1～3級
免 疫 機 能 障 害		1～4級	1～3級	
肝 臓 機 能 障 害		1～4級	1～3級	
療 育 手 帳		A		
愛 護 手 帳		1・2度、A		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		1級		

- ・2つ以上の障害がある場合は、総合等級ではなくそれぞれの障害の級で判断します。
- ・7級(*)でほかの障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人は6級の区分とします。また、戦傷病者手帳を持つ人も、場合によっては減免が受けられます。